

## 一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入について (当面の検討の方向性)

平成20年9月24日

### 1. 公共サービス改革基本方針(平成19年12月)

#### 6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

##### (11) 庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討

関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札又は民間競争入札の活用について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成20年5月末までに結論を得る。

### 2. 前回分科会(5月16日)における検討結果

官民競争入札等導入の提案のあった施設(検討中を含む)、導入の検討がなかった施設のそれぞれについて、更に検討を進める。具体的には、事務的折衝等を行い、必要に応じて、分科会においてヒアリングを行う。

### 3. 事務的折衝時における各府省の意見

本庁舎への官民競争入札等の導入には、可能性を検討中と回答した省庁も含め、極めて慎重な意見。

また、特殊な業務(治安、防衛等)を行う庁舎への導入には、総じて強い反対意見。

その他の一般庁舎については、庁舎ごとに、事業規模の観点、庁舎移転計画等を勘案しつつ検討中との意見が多い。

庁舎の移転計画については、財務省の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」において議論されている。

#### (主な意見)

- ・ 庁舎のセキュリティ確保(特に本省庁は高度なセキュリティを要する)、大臣・要人警護、災害時対応の必要性を考えると、官が直接業務を行うべき。
- ・ 庁舎の移転・建替計画があり、それに併せて検討を行いたい。
- ・ 本庁舎への導入は、他の庁舎の実施状況を見つつ慎重に検討すべき。
- ・ 庁舎の規模が小さく、コスト削減効果が期待できない。
- ・ 合同庁舎は、様々な官署の入居・移転があり、複数年契約の調整が難しい。

### 4. 当面の検討の方向性(案)

- (1) 本庁舎については、各府省との事務折衝を続けるほか、業務委託時にも必

要となる災害時の対応やセキュリティを確保するための方策について、PFI等の先行事例を研究する等により検討を行う。

先行事例における委託業務範囲、緊急時の官民の業務分担の設定等

- (2) 本庁舎以外の一般庁舎については、各府省より庁舎の規模、廃止・移転等に関する詳細な情報を聴取しつつ、事業規模、事業内容、実施期間等について具体的な検討を行い、最終的な導入の適否を判断する。  
検討に当たっては、先行事例の入札内容や入札結果、本庁舎についての検討状況等も踏まえることとする。
- (3) さらに、上記の検討の参考とするため、各府省の庁舎管理・運營業務における民間事業者の活用実態についても、更に調査する。
- (4) 検討状況については、適宜分科会に報告して議論を行うほか、年末に予定されている公共サービス改革基本方針の改定に反映する。  
必要に応じて、分科会においてヒアリングも行う。
- (5) 特殊な業務を行う庁舎については、官民競争入札等の導入が困難な事情も認められるため、他庁舎の検討状況や先行して官民競争入札等を実施する庁舎の実施状況等を踏まえ、将来的課題として検討を行う。

以上

# 一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討について

平成 20 年 5 月 16 日

## 1. 基本方針別表(抄)

### 6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

(11) 庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討  
関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札又は民間競争入札の活用について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成 20 年 5 月末までに結論を得る。

## 2. 各府省への検討要請

基本方針の記載を踏まえ、各府省に対し、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等の導入の検討を下記のとおり改めて要請。

### < 検討対象 >

- ・ 特に 23 区内の一般庁舎について、事業規模、地域性等を踏まえた民間事業者の参入可能性等を勘案した検討を要請
- ・ ただし、23 区外の庁舎についても積極的な検討・提案を要請

### < 踏まえるべき事項 >

- ・ 昨年の分科会における議論
- ・ 民間事業者の意見・要望
- ・ 施設の管理・運營業務の先行事例
- ・ 施設の管理・運營業務の実施要項標準例の策定

## 3. 各府省の回答状況

### (1) 官民競争入札等導入の提案のあった府省(一部の施設、検討中を含む)

内閣府、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

### (2) 官民競争入札等導入の提案のなかった府省

総務省、法務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

警察庁、金融庁、公正取引委員会、環境省等は 23 区内に所管する一般庁舎無し

### < 提案しない主な理由 >

- ・ 事業規模が小さい
- ・ 特殊機関等が入居している等、民間のビルと比べて秘匿性が高く、包括的に民間委託の対象とすることは困難
- ・ 維持管理計画の策定、各業務の総合調整は、官自らが行わざるを得な

い

- ・ 一般競争入札により個別発注する方がコスト安ではないか
- ・ 市場化テストの対象とするメリットがない 等

#### **4 . 各府省の回答を踏まえた対応（案）**

##### (1) 官民競争入札等導入の提案のあった施設（検討中含む）

官民競争入札等を導入するとの提案のあった施設については、事務局において事業規模、内容等について精査のうえ、民間事業者の参入可能性等を勘案しつつ、官民競争入札等導入の適否等について検討を進める。

導入を検討するとの回答の施設については、検討状況について引き続きフォローアップを行い、必要が生じた際は分科会においてヒアリングを行う等の対応も行う。

その結果、官民競争入札等の導入が適切と判断される施設については、次回の基本方針改定に反映すべく、その事業内容の具体化を進めるよう要請していく。

##### (2) 官民競争入札等導入の提案のなかった施設

一部の施設については、規模等の観点、組織の改廃、移転など、官民競争入札等を導入しない理由に妥当性が認められる可能性もある。

しかしながら、今回、一部の府省から同様の特性を持つと考えられる一般庁舎に関する提案があったことから、秘匿性等の従来同様の理由は必ずしも説得的ではないと判断されるため、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等の導入について、引き続き各府省へ検討を要請していくことが適切であり、適宜再検討要請・事務的折衝等を行いながら、必要に応じて分科会においてヒアリングを行う等の対応を行う。

一連の検討においては、必要に応じて、先行して実施される施設管理・運營業務に関する官民競争入札等の結果等も踏まえることとする。

以 上